



平成18年11月17日

各位

会社名 アテナ工業株式会社
代表者の代表取締役社長
役職名 下野利昭
(JASDAQコード番号 7890)

問い合わせ先 取締役
管理本部長 広瀬英紀
TEL 0575-24-2424

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年11月17日開催の当社取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成18年12月15日開催予定の第37回定時株主総会において、下記のとおり付議することを決議いたしましたのでご通知いたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)並びに「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)及び「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

- ・単元未満株式の管理の効率化を図るため、権利を限定するための変更案第8条第3項を新設するものであります。
- ・株主総会参考書類等の一部につき、インターネットを利用する方法で開示することで株主に提供したものとみなすことが認められました。これに伴い、当制度を採用し、より効率的で経済的な提供ができるように、変更案第16条を新設するものであります。
- ・取締役会の機動的な運営を図るため、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議が可能となるよう、変更案第27条第2項を新設するものであります。
- ・全般にわたり、定款に一定の定めがあるものとみなされる規定の新設・変更等、所要の変更と、会社法に対応した用語並びに引用する条文の変更等、所要の変更を行なうものであります。

法令に定められた事項の確認的記載にすぎない規定を削除し、その他、全般にわたり、表現の変更、構成の整理及び字句の修正、条数の繰り下げ変更等、所要の変更を行なうものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成18年12月15日(金曜日)
定款変更の効力発生日	平成18年12月15日(金曜日)

以上

(別紙) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第 1 条 当社は、アテナ工業株式会社と称し、英文では、 ATHENA KOGYO CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. プラスチック製及び紙製の食品容器、家庭用品並びに包装 容器の製造販売 2. プラスチック製機械部品の製造販売 3. プラスチック材料の製造販売 4. プラスチック原料の再生及び着色加工 5. プラスチック用成形加工機械及び金型の製造販売 6. 損害保険代理店業及び生命保険の募集に関する業務 7. 前各号に附帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地) 第 3 条 当社は、本店を岐阜県関市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故 その他のやむを得ない事由により、電子公告によることが できないときは、日本経済新聞に掲載する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第 4 条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を 置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査役</u> <u>(3) 監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第 5 条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故 その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告 をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して 行なう。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数は 20,000,000 株 とする。</u> <u>ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式 数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行) 第 6 条 当社の<u>1単元の株式の数は、500株とする。</u> <u>当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単 元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただ し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでな い。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の<u>発行可能株式総数は 20,000,000 株 とする。</u> <p style="text-align: center;">(削 除)</p><p>(株券の発行) 第 7 条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p><p>(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第 8 条 当社の<u>単元株式数は、500株とする。</u> 2 当社は、<u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満 株式」という。)に係る株券を発行しない。</u> 3 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。 以下同じ。)</u>は、会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利以</p></p>

(自己株式の取得)

第7条 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

(株式取扱規程)

第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示または抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取、株主としての諸届その他株式に関する事項は、取締役会において定める株式取扱規程による。

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式名義書換等の事務を行なうため名義書換代理人を置く。名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。

当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)ならびに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示または抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取、株主としての諸届その他株式に関する事務は、名義書換代理人においてすべて行なう。

(基準日)

第10条 当社は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

前項その他定款に定めがある場合のほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日を定め、その最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(新設)

(総会の招集者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に差し支えがあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により他の取締役がこれに代わる。

外の権利を行使することができない。

(自己の株式の取得)

第9条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集地)

第14条 株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。

(総会の招集権者および議長)

第15条 (現行どおり)

2 (現行どおり)

(新 設)

(決議の方法)

第 13 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

商法第 343 条に定める特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上で行なう。

(議決権の代理行使)

第 14 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当社へ提出しなければならない。

(議事録)

第 15 条 株主総会における議事の経過の要領および結果は議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。

第 4 章 取締役および取締役会

(定 員)

第 16 条 当社の取締役は 8 名以内とする。

(選任方法)

第 17 条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 18 条 取締役の任期は、就任後 1 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 19 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。

取締役会の決議により取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役および顧問)

第 20 条 取締役会の決議により相談役、顧問を置くことができる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 19 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行なう。

第 4 章 取締役および取締役会

(員 数)

第 20 条 (現行どおり)

(選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(相談役および顧問)

第 24 条 (現行どおり)

(取締役会の招集者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、その議長となる。

— 取締役社長に差し支えあるとき、または欠員あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。

— 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して、取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数の決議をもって行なう。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(新 設)

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬および退職慰労金)

第 26 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(定 員)

第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 25 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 26 条 (現行どおり)

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 27 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なう。

2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または、電子署名を行なう。

2 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第 29 条 (現行どおり)

(報 酬 等)

第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(員 数)

第 31 条 当社の監査役の員数は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 28 条 監査役は、株主総会において、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議により選任する。

(任期)

第 29 条 監査役の任期は、就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

— 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役は、互選により、常勤の監査役を定める。

(監査役会の招集者および議長)

第 31 条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときはこの期間を短縮することができる。

— 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して、監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行なう。

(監査役会の議事録)

第 34 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬および退職慰労金)

第 36 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

(新設)

(新設)

(選任方法)

第 32 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集および議長)

第 35 条 監査役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役会であらかじめ定めた監査役が招集し議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。

(監査役会の招集通知)

第 36 条 (現行どおり)

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行なう。

(監査役会の議事録)

第 38 条 監査役会の議事録は、法令に定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行なう。

(監査役会規程)

第 39 条 (現行どおり)

(報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

第6章 計 算

(営業年度および決算期)

第37条 当社の営業年度は、毎年10月1日から9月30日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。

(利益配当金)

第38条 利益配当金は、毎営業年度末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払うものとする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年3月末日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 利益配当金または中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払いの義務を免れるものとする。
未払配当金には利息をつけないものとする。

【附則】

第1条 本規則の変更は、株主総会に付議し、その決議によってこれを行なう。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当)

第45条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行なう。

(中間配当)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行なうことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第47条 剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(削除)

【附則】

第1条 本規則の変更は、株主総会に付議し、その決議によってこれを行なう。